研究ノート

「法學盛衰說」譯註

周藤忠明

〔解　題〕

「法學盛衰說」は沈家本（一八四〇～一九一三）が著した書物で、『寄簃文存』中に收められてゐる。本書は中國における法學の盛衰について、歷史的にその理由を考察したものである。

沈家本は歸安（浙江省湖州市）の人で字は子惇、號は寄簃または枕碧樓、諱は家本である。一八八三（光緒九）年に進士に擧げられ、天津府知府、保定府知府、刑部左侍郎、大理院正卿、法部右侍郎、資政院副總裁等の職を歷任する。

中國では唐律以來清律に至るまで、法典が大幅に變化することはなかったが、歐洲列强の擡頭がこれに水を差すことになった。對外戰爭での敗北が相次ぎ、その結果締結させられた不平等條約を改定するため、歐洲的近代法典の整備が求められたからである。一九〇一（光緒二十七）年、新政の詔が發布されて清朝が改革に乘出すと、沈家本は一九〇四

（光緒三十）年に清朝が新政政策の一環として設立した修訂法律館に於いて、中國の固有法に西洋法概念を取入れようとして法律修訂の任にあたり、一九〇七（光緒三十三）年には修訂法律大臣となって「大清刑律草案」、「大清現行刑律」、「大清商律草案」、「大清刑事訴訟律」及び「大清民事訴訟律」等の編纂に寄與した。

「沈氏の法律修訂の目標は、全面的な現代的法治を打ち立てることであった」が[1]、元來、中國は歷史的に獨自の法律概念を有してをり、「現代的法治」即ち歐洲の近代的な法律編纂に反對する空氣も根强かった。傳統的な中國法は、刑事法（律）と行政法（令）の公法に限定されてをり、民法や商法などの私法の分野は存在しない。また規範概念も歐洲のものと大きく異なってゐた。中國には禮規範と法規範といふ二つの規範が併存してゐた。禮とは、古來、長い年月をかけて蓄積されてきた、禮儀や慣習のことである。後にこの禮儀や慣習は、孔子を中心とする儒家によって明文化され、外から人間を拘束する禮として確立していくのである。儒教が國教化された漢代以降は、儒家と法家の思想を折衷した形、すなはち禮と法が共存する形で、社會秩序の安定がはかられていった。このやうな獨自の法律概念を有してゐた中國で歐洲的近代法典の導入を圖らうとしたので、新たな法典をめぐる論爭が卷起こることになった。歐洲の近代的な法典編纂を進めようとする改革派に對して、禮を尊ぶ保守派は、新たな法典編纂が傳統的な家族制度や皇帝權力のあり方に影響を與へかねないとして、法律の近代化に强硬に反對したのである。かうした困難な狀況の下で、沈家本は傳統的な中國の法律概念を歷史的に考察し、その弱點を探らうとした。その試みが、この「法學盛衰說」である。沈家本は法と禮、儒教思想と法家思想の關係を歷史的に考察しつつ、儒家が法學を學んでこなかったことに問題の根源を見いだすのである。當時の權力者達が法律を議論することを忌避する現狀に警鐘を鳴らすといふ今日的意義を理解した上で、沈家本が本篇を執筆したことが分る。

また、沈家本は漢律の收集研究として『漢律摭遺』を著してゐる。そもそも中國では、唐律が傳統的に法律の基準と

されてきた。唐律は「中國ないし東亞法制史のかなめ」とされ[2]、時代が下ってからも、時代々々の法典編纂に影響を與へ續けた。滋賀秀三氏はいふ。「唐律は、南宋の世を終るまで廢止されることなく、常に基本法たる效力を有していたのであり、元朝においては、現行法たる性格をこそ失ったが、かえって、實定法の不備に乘じて法實務の絕好の指南書として、空前の流布を見たのである」と[3]。また明代に編纂された明律も「いわば唐律の改訂版」であったため[4]、明律を基礎として制定された清律まで、絕えず唐律は影響を與へ續けてきたといへる。さうした中で沈家本は、漢律に着目して『漢律摭遺』を著した。その自序で、沈家本は次のやうにいふ。

> 商鞅　法を變じて秦の孝公に相たりて自り、秦以つて强し。秦人世々其の法を守る。是れ秦の先世の用ゐる所の者は、商鞅の法なり。（中略）始皇の用ゐる所の者も、亦た商鞅の法なり。鞅の法、之れを李悝に受く。（自商鞅變法相秦孝公、而秦以强。秦人世守其法。是秦先世所用者、商鞅之法也。（中略）始皇之所用者、亦商鞅之法也。鞅之法、受之李悝。）

沈家本は秦朝が强大な國家を保持し得た理由を、商鞅が行った變法に求める[5]。また、始皇帝が用ゐた法律も商鞅の法が原型であるが、商鞅の法の元を辿れば戰國の魏の李悝の編した『法經』六篇であるといふ[6]。さらに、

> 漢法は亦た李悝に本づきて、之れを參ずるに、秦法を以つてす。秦法を取りて之れを全襲するには非ざるなり。（漢法亦本于李悝、而參之以秦法。非取秦法而全襲之也。）

として、漢律が『法經』六篇に基づいてゐたことを指摘する。そして、次のやうに言ふ。

唐律の漢律を用ゐ承るものは、枚擧すべからず。（中略）唐律の根源を求むれば、更に夫（か）の漢律を研究せざるべからず。（唐律之承用漢律者、不可枚擧。（中略）求唐律之根源、更不可不研究夫漢律矣。）

唐律の中には漢律に基づく部分が非常に多い。つまり、沈家本は中國法に影響を與へ續けた唐律の淵源を漢律と『法經』六篇に求めてゐたと知れよう。そして現存しない『法經』六篇を間接的に研究するため、『法經』六篇が影響を與へた物として當時としては手に入る最古の法典である漢律の研究の必要性を說いたことが分るのである。このやうに、沈家本は他の法律學者には見られない視點を持ち、法律の研究を續けてゐたのである。

沈家本は「清末第一流の法學者」と評せられるほどの碩學であり(7)、多くの著作を殘した。特に本篇を載せてゐる『寄簃文存』は、沈家本の立法關係の奏議、歷代法典についての序跋及び論說や考釋などを集成したものである。

本譯註の底本は、鄧經元・駢宇騫點校『歷代刑法考　附　寄簃文存』第四卷（中華書局　一九八七年）所收の『寄簃文存』を用ゐた。

なほ、字體については、原則として正漢字を用ゐた。また、假名遣は歷史的假名遣に統一したが、字音假名遣の使用は避けた。適宜、文中には句讀點や「」などの記號を補ひ、內容や讀みやすさに應じて、新たに段落分けを行った部分もある。

【註】

（1）李貴連『沈家本年譜長編』一二頁、山東人民出版、二〇一〇年。

（2）滋賀秀三著、律令研究會編『譯註日本律令』五（唐律疏議註篇一）三四三頁、東京堂出版、昭和五四年。

（3）滋賀　前揭書、三四二頁。滋賀氏の言は、仁井田陞氏と牧野巽氏の研究を踏まへたものである。仁井田陞、牧野巽「故唐律疏議製作年代考（下）」（『東方學報　東京』二册、東方文化學院東京研究所、昭和六年）。

（4）滋賀　前揭書、三四二頁。

（5）商鞅（?～紀元前三三八）とは、戰國時代の衞出身の政治家。名は鞅、姓は公孫氏といふ。秦の孝公の信任を得て變法の令を定めて諸制の改革や富國强兵に努めた。

（6）李悝（紀元前四五五頃～紀元前三九五頃）とは、戰國時代の政治家。孔子の弟子の子夏に學んで、魏の文侯に仕へた。『法經』六篇を作り、これを商鞅が繼承して秦の刑法典となる。さらに漢代に丞相の蕭何が取捨して三篇を加へ「九章律」を作ったと言はれる。

（7）島田正郎『清末における近代的法典の編纂』二八一頁、創文社、昭和五五年。

法學盛衰說

孔子言道政齊刑、而必進之以德禮。是制治之原。不偏重乎法。然亦不能廢法而不用。虞廷尙有皐陶。周室尙有蘇公。此古之法家、竝是專門之學。故法學重焉。自商鞅以刻薄之資行其法、寡恩積怨而人心以離、李斯行督責之令而二世以亡、人或薄法學爲不足尙。然此用法之過。而豈法之過哉。漢改秦苛法、蕭何修律。雖以李悝之法爲本、而秦法亦采之。然惠

帝除夷族之法。文帝除誹謗妖言之法、除肉刑。景帝減笞法。其時、人民安樂幾致刑措。用法而行之以仁恕之心。法何嘗有弊。嘗考法學之盛衰、而推求其故矣。

【訓讀】 孔子政を道き刑を齊ふるを言ひて、必ず之れを進むるに德と禮とを以つてす(1)。是れ制治の原なり。法を偏より重んぜず。然れども亦た法を廢して用ゐざる能はず。虞廷に尙ほ皐陶有り(2)。周室に尙ほ蘇公有り(3)。此れ古の法家にして、竝に是れ專門の學なり。故に法學は重んぜらる。商鞅は刻薄の資を以つて其の法を行ひ、恩寡く怨を積みて人心以つて離れ、李斯は督責の令を行ひて二世以つて亡びし自り(4)、人或いは法學を薄んじて尙ぶに足らずと爲す。然るに此れ法を用ゐるの過ちなり。豈に法の過ちならんや。漢は秦の苛法を改め、蕭何は律を修す(5)。李悝の法を以つて本と爲すと雖も(6)、秦法も亦た之れを采る。然れども惠帝は族を夷するの法を除く(7)。文帝は誹謗妖言の法を除きて(8)、肉刑を除く(9)。景帝は、笞法を減ず(10)。其の時、人民は安樂にして幾ど刑措を致す。法を用ゐて之れを行ふに仁恕の心を以つてす。法は何ぞ嘗て弊有らんや。嘗みに法學の盛衰を考へ、其の故を推し求む。

【譯】 孔子が政治について說き、刑罰を整へることを云った際、必ず德と禮を基礎とすると考へた。德や禮は政治の源であり、法律にばかり偏って尊重しないのである。併し、法律を廢止して用ゐないといふことはできない。舜の朝廷に、皐陶がゐた。周の王室に、蘇公がゐた。彼らは、昔の法家であり、また（法は）專門の學であった。だから法學は重んぜられてゐたのだ。（戰國時代、衞國の）商鞅が、薄情な資質でもって法律を實行して、人民に恩は少なく怨みをかった結果、民心は離れてしまひ、また李斯が形名參同の命令を行って、秦の二世皇帝が亡んで以降、人は法學を輕んじて尊ぶに足らぬものとした。けれどもこれは、法の運用上の過失である。どうして法自體の

過失であらうか、いや法の過失ではない。漢は秦の嚴しい法律を改めて、蕭何は「九章律」を作った。彼は李悝が作った法律を手本としたとは云へ、秦法も採用してゐる。併し、（漢の）惠帝は夷族の法を除いて、文帝は誹謗妖言の法を除き、肉刑を除いた。景帝は、笞法を輕減した。其の時、人民は安樂であって、ほとんど刑法はあっても用ゐない狀況となった。法律を用ゐて實行するのに、思ひやりの心で行ふのである。どうして法に弊害が有ったりしようか、いや有ったりはしない。今、法學の盛衰を考へ、理由を考察してみよう。

【註】

（1）『論語』爲政篇。

（2）皐陶とは、堯舜時代の傳說上の賢人。舜の時に獄官の長となり、五刑（入墨、鼻そぎ、足きり、宮刑、死刑）を作ったとされる。

（3）『尙書』立政篇。蘇公とは、蘇忿生（生沒年不明）のこと。武王の時、司寇となり、獄事を掌った。蘇に封ぜられた。

（4）李斯（?~紀元前二〇八）とは、秦代の政治家。幼少期から荀況について學び、法治主義者となった。始皇帝の時丞相となり、郡縣制の實施や禁書の令による思想の統一など、彼の建議による政策が多く行はれた。督責の令とは、自分のポストに應じた仕事をせよといふ命令。刑（中身）と名（仕事）が同じであること。

（5）「律」は九章律のこと。『法經』六篇に興律・廐律・戶律の三篇を加へて、九章としたといはれる。

（6）『法經』六篇のこと。盜法・賊法・囚法・捕法・雜法・具法の六篇からなってゐたといはれる。

（7）三族を殺すといふ法。漢代には、三族は父母・妻子・同產のことを表してゐたといふ（內田智雄『譯注 中

國歷代刑法志』四二頁）。

（8）『漢書』高帝紀。誹謗妖言の法とは、天子をそしったり、あらぬことを言ひふらして、人心を惑したりする者に對して漢初はその舌を斷ってゐた（『漢書』刑法志）。

（9）『漢書』文帝紀。肉刑とは、肉體を傷つけたり、身體の一部を切取ったりする刑。漢代には三種の肉刑（黥（いれずみ）・劓（はなきり）・刖（あしきり））があり、漢初には宮刑も行はれてゐた（『漢書』景帝紀）。肉刑は、文帝が廢止した後も、實際には時に行はれてゐたが、それは正刑としてではなく、あくまで私刑の一種として行はれた。

（10）『漢書』刑法志。笞法とは、むちでうつ刑罰を定める法。文帝は新たに、むちうつ回數を五百または三百としたが、回數が餘に多すぎ、受刑者は結局、死亡するかまたは廢人となる結果となった。そのため紀元前一五六（景帝元）年、笞五百を三百に、笞三百を二百に減らし、さらに紀元前一四四（中元六）年、笞三百を二百に、笞二百を百に減らし、また笞の様式、笞を加ふる箇所や笞を加へる人などを規定する筆令を、新たに定めるに至った。

按法家者流出于理官。自李悝著法經、其後則有商鞅、申不害、處子、愼到、韓非、游棣子諸人。竝有著作列在『漢志』法家。是戰國之時、此學最盛。迨李斯相秦、議請史官非『秦記』皆燒之、非博士官所職天下敢有藏『詩』、『書』、百家語者、悉詣守尉雜燒之。若欲學法令者、以吏爲師。自是、法令之書藏于官府、天下之士、阨于聞見。斯時、朝廷之上、方以法爲尚、而四海之內、必有不屑以吏爲師者。而此學亦遂衰。

【訓讀】按ずるに法家者流は理官（りかん）(1)より出づ。李悝　法經を著せし自り、其の後、則ち商鞅、申不害（しんふがい）(2)、處子（しょし）(3)、愼到（しんとう）(4)、

韓非(5)、游棣子の諸人有り(6)。竝な著作有りて、『漢志』の法家に列せらる。是れ戰國の時、此の學最も盛んなればなり。李斯の秦に相たるに迫びて、議して請ふ、史官、『秦記』に非ざれば皆之れを燒き(7)、博士の官として職とする所に非ずして天下に敢へて『詩』、『書』、百家の語を藏する者有れば、悉く守尉に詣りて雜へて之を燒かしめん(8)。若し法令を學ばんと欲すれば、吏を以つて師とすべきことを(9)。是れ自り、法令の書　官府に藏せられて、天下の士　聞見するに阨む。斯の時、朝廷の上、方に法を以つて尙ぶと爲すも、四海の內は、必ず吏を以つて師と爲すを屑しとせざる者有り。此の學亦た遂に衰ふ。

【譯】　思ふに、法家の流れは理官から出てゐる。李悝が『法經』を著してから、其の後は商鞅、申不害、處子、愼到、韓非子、游棣子の人々がゐた。彼らには全て著作が有り、『漢書』藝文志の法家の項に列せられてゐる。戰國の頃、法學は最も盛んであったからである。李斯が秦の大臣になってから、議論して、史官に『秦記』でないものは皆な燒き、博士が官としてする職務ではないのに、世の中に敢へて『詩經』や『書經』、諸子百家の書物を所藏する者がゐれば、守尉へ行って一まとめにして、此れを燒く。法律を學ばうとすれば、吏を先生としなければならないと、願ひ出た。この時から、法律の書は官廳に於いて所藏された。天下の知識人は、知識を得るのに苦しんだ。この時、朝廷では丁度法律を重視してゐても、世界で必ず吏を先生とすることを快く思ってゐなかった。法學は遂に衰へた。

【註】

（1）『漢書』藝文志。理官とは、罪を調べて刑を決める官。

（2）申不害（?～紀元前三三七）とは、戦國時代の法家に屬する學者。韓の昭侯の宰相として、富國強兵につとめた。彼の思想を術治主義と云ひ、韓非は後に申不害の術治と商鞅の法治、愼到の勢治を總合して、法家の學を確立した。

（3）處子（生沒年不詳）とは、周代の趙の人。『九篇』を著した。

（4）愼到（生沒年不詳）とは、戦國時代の法家。彼の思想は人間を社會機構上の存在であるとみて、主體的な智慮を捨て、法の定まった分限に從ひ、客觀的な必然性に順應すべきことを主張するものであった。

（5）韓非（紀元前二八〇頃～紀元前二三三頃）とは、戦國時代末期の法治主義者。韓非は刑名法術を好み、李斯と共に荀況に學んだが、儒家の思想や學問を有害無益として排斥した。韓非は法が道德に對して絶對的な優位に立つと說く。また法を運用する技術である法術の必要性から、形（刑）名參同、卽ち名實が一致してゐるかどうかを檢討するやう說いた。

（6）游棣子とは、法家の學者。『漢書』藝文志に、著作が所藏されてゐたことが記されてゐる。

（7）『秦記』とは、秦の年代記。司馬遷はこの書に據って『史記』の六國年表を作成した。

（8）『史記』始皇本紀。守尉とは、郡守と都尉のこと。秦漢の頃、各郡にあった役人。守は郡を治めることを掌り、尉は守を助けて軍人・兵士を掌った。

（9）『史記』李斯傳。

漢興、雖弛秦厲禁、而積習已久、未能遂改。外郡之學律令者、必詣京師、又必於丞相府。文翁傳「乃選郡縣小吏開敏有材者、張叔等十餘人、親自飭厲、遣詣京師、受業博士、或學律令」。嚴延年傳「延年少學法律丞相府、歸爲郡吏」。此

其證也。叔孫通秦時以文學徵爲博士。而在漢時益律所不及。『傍章』十八篇。于定國、學法于父。可以見漢人不皆以吏爲師。鄭崇傳「爲高蜜大族。父賓、明法令爲御史」。亦必非師于吏者。丙吉治律令、黃霸少學律令、莫能詳其所從學。然當時此學之未盡歇絕、猶有李悝之流風餘韻也。其後叔孫宣、郭令卿、馬融、鄭玄諸儒、章句十有餘家、家數十萬言、合二萬六千二百七十二條、七百七十三萬二千二百餘言。鄭氏「括囊大典網羅衆家」、猶爲此學。尤可見此學爲當時所重。故弟子之傳此學者、亦實繁有徒。法學之興於斯爲盛。

【訓讀】漢興りて、秦の厲禁を弛くすと雖も、積習已に久しければ、未だ遂に改むること能はず。外郡の律令を學ぶ者は、必ず京師に詣り、又た必ず丞相府に於いてす。文翁傳に、「乃ち郡縣小吏の開敏にして材有る者、張叔等十餘人を選びて、親しく自ら飭みて厲み、京師に詣らしめ、業を博士に受け、或いは律令を學ばしむ。」(1)嚴延年傳に、「延年少くして法律を丞相府に學び、歸りて郡吏と爲る」(2)とあり。此れ其の證なり。叔孫通、(3)秦の時、文學を以つて徵せられて博士と爲る。而して、漢の時に在りて、律の及ばざる所を益す。『傍章』十八篇なり。(4)于定國、法を父に學ぶ。以つて漢人は皆は吏を以つて師と爲さざるを見るべし。鄭崇傳に、「高蜜の大族爲り。(5)父の賓は、法令に明かにして御史と爲る」とあり。(6)亦た必ず吏を師とするに非ざらん。丙吉は律令を治め、黃霸は少きとき、律令を學ぶも、其の從りて學ぶ所を詳にする能はず。然れども當時 此の學の未だ盡くは歇絕せずして猶ほ李悝の流風の餘韻有るがごとし。其の後、叔孫宣、郭令卿、馬融、(7)鄭玄の諸儒、(8)章句するもの十有餘家、家ごとに十萬言、合して二萬六千二百七十二條、七百七十三萬二千二百餘言あり。(9)鄭氏は「大典を括囊して衆家を網羅するも」、(10)猶ほ此の學を爲む。尤も此の學の當時の重んずる所と爲るを見るべし。故に弟子の此の學を傳ふる者、亦た實に繁くして徒あり。法學の興は斯に於いて盛んなり。

【譯】漢になって、秦の嚴しい法が緩まったといっても、慣習の積重なることが長期に渡ってゐたので、改めることが出來なかった。地方の律令を學ぶ人は、必ず都へ行き、必ず丞相府に於いて學んだ。文翁傳には「卽ち郡縣の小役人で、心が廣く、さとく、有能な人である張叔ら十餘人を選んで、自ら謹んで勉學に勵ませ、都に遣はし、博士の學問を受けさせ、或いは律令を學ばせた」とあり、嚴延年傳には、「延年は、若くして法律を丞相府に於いて學んで、歸って郡吏となった」とある。これはその證である。（儒家の）叔孫通は秦の時、文學で徵用されて博士となった。そして漢の時代になって、律が及ばない所を增やした。『傍章』十八篇である。于定國は父に法律を學んだ。これによって、漢人は全員が役人を先生にした譯ではないことを見ることが出來る。鄭崇傳には、「高密の豪族である。父親の賓は、法律に明るく、御史となった」とある。また、必ず役人を先生にした譯ではないのである。丙吉は律令を修め、黃覇は幼い時、律令を學んだが、彼らが誰について學んだかは詳しくは分らない。併し當時、法學はまだ全てが絕えた譯ではなく、李悝の風の餘韻が殘ってゐたやうだ。その後、叔孫宣、郭令卿、馬融、鄭玄などの諸々の儒者の內、章句した者は十餘家で、各家毎に十萬言もあり、合せて二萬六千二百七十二條、七百七十三萬二千二百餘言あった。鄭玄は「重要な典籍を一まとめにして諸々の家を網羅し」たが、それでも法學ををさめた。當時、法學が甚だ重んじられるものであったことを見ることが出來る。だから弟子で法學を傳へる者は、實に多く（專攻する）學徒がゐた。法學はこの頃、興隆したのである。

【註】

（1）『漢書』文翁傳。

（2）『漢書』嚴延年傳。

（3）叔孫通（生沒年不詳）とは、秦の博士。儒者。漢の諸儀法を整備して、風俗や政治に秩序と規律を與へ、學者を尊重して儒教國教化の基礎を作った。

（4）『晉書』刑法志。ただし『史記』、『漢書』叔孫通傳に、この記述は無い。

（5）高密とは、現在の山東省高密市。

（6）『漢書』鄭崇傳。

（7）馬融（七九～一六六）とは、後漢の儒者。ひろく經學に通じて盧植・鄭玄など、千人以上の弟子を養成した。多くの書物に注釋したが、現在は斷片しか傳はらない。

（8）鄭玄（一二七～二〇〇）とは、後漢の儒者。幼少期から張恭祖、馬融などに學ぶ。今文學と古文學のいづれにも通じてをり、一方だけを固執することはなったが、若干古文學へ傾倒してゐた。著書は『周易』『尚書』『毛詩』『周禮』『儀禮』『禮記』『論語』『孝經』『尚書中候』『易緯』などの註釋があった。特に『周禮』『儀禮』『禮記』に對する註は、絕對的な權威を有してゐた。

（9）『晉書』刑法志。

（10）『後漢書』鄭玄傳。

其後晉之杜預、與賈充等定律令。預爲之注解。其奏語謂「所注皆網羅法意」。是其參取漢代諸家章句、而又不專主一家。故能擷其精要。同時張斐亦爲之注。其表之所列、胥律義之要旨。自是、杜、張二家律注遂行于世。下、逮宋、梁、陳、南朝言法律者、王植、蔡法度之徒、咸遵守之。北朝法學源流、莫考。

觀于北齊新令採用魏晉故事、則亦源于魏晉。北齊河淸中、法令明審科條簡要。又敕仕門之子弟常講習之。故齊人多曉

法律。隋開皇律、不承用周而參取齊。唐律本諸開皇。世咸以爲得中。後之治律者、咸宗之。溯自魏晉以下、流派遞衍、至是而集其成。此法學之所以盛也。

【訓讀】 其の後、晉の杜預(1)は、賈充(2)等とともに、律令を定む。預、之れが注解を爲す。其の奏するの語に「注する所は皆法意を網羅す」と謂ふ(3)。是れ其れ漢代の諸家の章句を參取し、又た專らには一家を主とせず。故に能く其の精要を擷む。時を同じうして、張斐亦た之れが注を爲す(4)。其の表の列する所は、胥な律義の要旨なり。是れ自り、杜、張の二家の律注、遂に世に行はる。下りて、宋、梁、陳に逮びて、南朝の法律を言ふ者に、王植(之)(5)、蔡法度の徒ありて(6)、咸な之れを遵守す。北朝法學の源流は、考する莫し。

北齊の新令の、魏晉の故事を採用するを觀れば、則ち亦た魏晉に源す。北齊の河清中、法令は明審にして科條は簡要なり(7)。又た敕して仕門の子弟に常に之れを講習せしむ。故に齊人多く法律を曉る(8)。隋の開皇律は、周を承用せずして齊を參取す。唐律は開皇に本く(9)。世咸な以つて中を得たりと爲す。後の律を治むる者は、咸な之れを宗とす。魏晉自り以下に溯れば、流派は遞ひに衍し、是に至りて其の成を集す。此れ法學の盛なる所以なり。

【譯】 その後、晉の杜預は、賈充たちと一緒に律令を定めた。杜預は注釋をしたが、彼の上奏した言葉の中に「(律令に附けた)注は、全て法の眞意を網羅してゐた」と謂はれる。此れは、漢代の色々な學派の文章を取集めて、一つの學派のみを重んじた譯ではなかったといふことである。だから、それ等の重要部分をつかみ採ることが出來た。同じころに張斐はまた、晉律の注を施し、その奉った表に竝んでゐるものは、全て律令の意義の要旨である。此の時から、杜と張の二家の注は、つひに世の中で行はれるやうになった。時代が下り、宋、梁、陳に及んで、南

朝の法律を語る學者に、王植之や蔡法度がをり、彼らは皆これを遵守した。北朝では、法學の源流は、考證できない。北齊の新しい法令が、魏・晉の古い事柄を採用してゐるのを見れば、魏・晉に於いて源を發したのだ。北齊の河清（五六二～五六五）年間、法令は明るくはっきりしてゐて、條目は簡潔であった。また、敕令を下し、仕官の子弟に常に法律を學習させた。だから、齊の人の多くは法律を知ってゐた。隋の開皇律は、北周の法を承繼がず、北齊の法を採った。唐律は開皇律に基附いてゐる。世間では皆、唐律は中庸であるとしてゐた。後に律を作る者は、皆、唐律を基にした。魏、晉から後に、流派は次第に增へ廣がって、ここ（唐）に至って完全なものとなった。此れが法學が盛んであった理由である。

【註】

（1）杜預（二二二～二八四）とは、晉朝武帝のときの名臣。字は元凱。二六四年に司馬昭の命令を受けて、賈充らと共に晉律令の編纂に從事し、二六七年に完成させる。また儒家として『春秋左氏經傳集解』を著した。

（2）賈充（二一七～二八二）とは、晉の武帝時代の權臣。司馬炎が魏帝から禪讓されて武帝として卽位すると、車騎將軍尙書僕射となり、杜預らと『晉律令』を編纂して施行した。

（3）『晉書』杜預傳。

（4）張斐（裴）（生沒年不詳）は、魏末・晉初の法學家。晉の明法掾として、晉律に注を爲した。

（5）原文にある王植は、王植之の誤り。『隋書』刑法志によれば、王植之が正しい。王植之は齊の武帝の時、刪定郎として張杜の舊律に註した。一五三〇條もあったが、そのほとんどが亡んで、蔡法度が王植之の舊本に基附き、梁律を作った。

（6）蔡法度（生沒年不詳）とは、南北朝時代の梁の人。『梁律』を編纂した。
（7）法令とは、法律と命令のこと。
（8）『隋書』刑法志。
（9）『開皇律』は、五八一（開皇元）年に高熲によって撰定され、五八三年、蘇威・牛弘らによって修定された。なほ、開皇律は現存せず、唐律に若干の名残をとどめるのみである。

宋承唐律、通法學者代有其人。蓋自魏置律博士一官、下及唐宋、或隸大理、或隸國學。雖員額多寡不同、而國家既設此一途、士之講求法律者、亦視爲當學之務。傳授不絕於世。迨元廢此官、而法學自此衰矣。明設講讀律令之律、研究法學之書。世所知者約數十家、或傳或不傳。蓋無人重視之故也。

【訓讀】宋は唐律を承け、法學に通ずる者は代々其の人有り。蓋し魏の律博士の一官を置きし自り、下つかた、唐宋に及ぶまで、或いは大理に隸し(1)、或いは國學に隸す(2)。員額の多寡同じからずと雖も、國家は既に此の一途を設くれば、士の法律を講求する者は、亦た視て當に學ぶべきの務と爲す。傳授世に絕えず。

元の此の官を廢するに迨びて、法學此れ自り衰ふ。明、律令を講讀するの律を設け(3)、法學の書を研究す。世々知らるる者は約數十家、或いは傳はり、或いは傳はらず。蓋し人の之れを重視する無きが故なり。

【譯】宋は、唐律を受繼いで、法學に精通する人は、代々ゐた。思ふに、魏が律博士の官職を置いてから後、唐、

宋に至るまで、大理に所屬し、或いは國學に所屬してゐた。役人の定員人數の多い少ないは違ふとはいへ、國家は既に法學の道を設けたので、士太夫で法律を學ばんとする人は、また（法律を）學ぶべき學問と見たのだ。（法學の）傳授することは、絕えることがなかった。

元が此の官職を廢止してから、法學は衰へた。明は、律令を講讀する律を設けて、法學の書物を研究するやうにし、代々世の中に知られてゐるものは、だいたい數十家がゐたが、傳はったり傳はらなかったりした。思ふに法學を重視する人がゐなかったからである。

【註】

（1）大理とは、刑獄を司る役所。もとは法を掌る官を士といったが、周代には「司寇」と稱され、秦代には「廷尉」と稱された。漢代には、初め「廷尉」と稱されたが、後に「大理」と稱されるやうになった。

（2）國學とは、天子・諸侯・貴族の子弟及び國中の俊才を教育するために國都に設けた學校。

（3）講讀とは、官吏が律令の本意をよく知るために學ぶこと。吏律にその規定があって、律の意味がよく分ってゐないと罰が與へられた。

本朝講究此學而爲世所推重者、不過數人。國無專科、羣相鄙棄。紀文達編纂『四庫全書』。政書類法令之屬僅收二部、存目僅收五部。其按語謂「刑爲盛世所不能廢、而亦盛世所不尙。所錄略存梗概、不求備也」。夫『四庫目錄』、乃奉命撰述之書、天下趨向之所屬。今創此論於上、下之人「從風而靡」。此法學之所以日衰也。

【訓讀】　本朝、此の學を講究して世の推し重んずる所と爲る者は、數人に過ぎず。國に專科無く、羣相ひ鄙棄す。紀文達は(1)、『四庫全書』を編纂す(2)。政書類法令の屬は、僅に二部を收め、存目は僅に五部を收むるのみ(3)。其の按語に謂ふ、「刑は盛世の廢する能はざる所と爲りて、亦た盛世の尙ばざる所と爲る。錄する所は、略ぼ梗概を存するのみにして、備はるを求めざるなり」と(4)。夫れ『四庫目錄』は、乃ち命を奉じて撰述するの書にして、天下の趨向の屬する所なり。今此の論を上に創むれば、下の人「風に從ひて靡く(5)」。此れ法學の日ごとに衰ふる所以なり。

【譯】　淸朝で、法學を研究して世の中で重んぜられてゐる人は、數人に過ぎない。政府として（法律の）專門のポストがなく、社會的に輕んじられてゐたのである。紀文達は『四庫全書』を編纂した。（法學の書は）『四庫全書』の政書類法令屬の所に、わづかに二部を收めてゐるだけであり、その『存目』には、わづか五部を收めてゐるにすぎない。その按語には、以下のやうに書かれてゐる。「刑は、平和な世の中で廢止できないものとなったが、また平和な世の中で尊ばれない物にもなった。記錄は、およその概略を殘すだけとし、完備することを求めない」と。『四庫全書總目』は敕命を受けて、著された書物である。天下の傾向が反映されてゐるのである。現在、かうした考へ方をお上が始めたので、下々の人は、「風の流れに從って靡いてゐる」（法學を輕視してゐる）わけで、此れが、法學が日に日に衰へていく理由である。

【註】

（1）　紀文達（一七二四～一八〇五）本名　昀。諡を文達といふ。淸の學者、詩人、文學者。乾隆帝の敕命による『四庫全書』の編纂に前後約二十年にわたり總責任者として參加した。

（2）『四庫全書』とは、清の乾隆帝が當時集められるだけの重要な書物を、經・史・子・集の四部に分類して編纂したもの。一七八一（乾隆四十六）年、三千四百五十八種七萬九千五百八十二卷を清書し、また各書に著者の來歷、內容、批評を附した「提要」を冠した。提要は『四庫全書總目提要』二百卷にまとめられ、經・史・子・集を四十類に分け、さらに子目を分けて時代別に配列した。中國目錄學の集大成とされる。

（3）二部とは、『唐律疏義』三十卷と『大淸律例』四十七卷。五部とは、『永徽法經』三十卷、『至正條格』二十三卷、『金玉新書』二十七卷、『官民準用』七卷、『明律』三十卷。

（4）『四部政書類』二　按語。

（5）『論語』顏淵篇。

夫盛衰之故、非偶然矣。淸明之世、其法多平。陵夷之世、其法多頗。則法學之盛衰、與政之治忽實息息相通。然當學之盛也、不能必政之皆盛。而當學之衰也、可決其政之必衰。試觀七國之時、法學初盛之時也。乃約縱連橫、兵連禍結、而併于秦。漢末之時、法學再盛之時也。桓、靈不德。奄寺肆虐、而篡于魏。北齊之時、法學亦盛、而齊祚不永。幾疑法學之無裨于世。然而秦尙督責、法敝秦亡。隋逞淫威、法壞隋滅。世之自喪其法者、其成效又如是。然則有極善之法、仍在乎學之行不行而已。學之行也、蕭何造律而有文、景之刑措。武德修律、而有貞觀之治。及其不行也、馬、鄭之學盛于下、而黨錮之禍作于上。泰始之制頒于上、而八王之難作于下。有法而不守。有學而不用、則法爲虛器、而學亦等于卮言。此固曠觀百世、默驗治亂之原、有足令人太息痛哭者矣。

【訓讀】夫れ盛衰の故は、偶然には非ず。淸明の世は、其の法、平なるもの多し。陵夷の世は、其の法、頗（かたよ）れるもの

多し。則ち法學の盛衰は、政の治忽と實に息々として相ひ通ず。然るに當學の盛んなるや、政の皆盛んなることを必する能はず。而るに當學の衰ふるや、其の政の必ず衰ふるに決すべし。試みに七國の時を觀るに、法學の初めて盛んなる時なり。乃ち縱に約し橫に連なる。兵連なり禍ひ結ばれて、秦に併さる。漢末の時は、法學の再び盛んなるの時なり。桓、靈は、德あらず。奄寺肆(ほしい)ままに虐して、魏に簒(うば)はる。北齊の時は、法學　亦た盛んなり。而して齊の祚(そ)　永からず。幾(ほと)んど法學の、世に裨(おぎな)ふこと無きかと疑ふ。然り而して秦　督責を尙び、法敝(やぶ)れて秦亡ぶ。隋　淫威を逞(ほしい)ままにし、法壞れて隋滅ぶ。世の自ら其の法を喪(うしな)ふ者は、其の成效又た是(かく)の如し。然らば則ち極善の法有るは、仍ほ(なお)學の行はるると行はれざるとに在るのみ。學の行はるるや、蕭何　律を造りて、文、景の刑措有り。武德に律を修めて、貞觀の治有り(1)。其の行はれざるに及ぶや、馬、鄭の學　下に盛んにして、黨錮の禍　上に作(おこ)る(2)。泰始の制　上に頒せられて、八王の難　下に作る(3)。法有りて守られず。學有りて用ゐられざれば、則ち法は虛器と爲りて、學も亦た卮言(しげん)に等し(4)。此れ固より百世を曠觀し、治亂の原を默驗して、人をして太息痛哭せしむるに足る者有り。

【譯】　法學が盛衰する理由は、偶然ではない。淸く澄んだ世の中では、法律の公平であるものが多いが、だんだん衰へていく世の中では、法律の公平でないものが多い。つまり、法學の盛衰は、政治が治まってゐるか、いい加減かといふことと、實に密接に關聯してゐるのである。併し、法學が盛んになったとしても、政治が全て盛んであるといふ必然性はないが、法學の衰へは、政治が必ず衰へてゐることによって決るのだ。試しに七國の時を見ると、當時は法學が初めて盛んであった時であった。いろいろに同盟關係を結んで、戰禍がしきりに起る亂世であったが、秦に併合された。漢代の末は、法學が再び盛んであった。後漢の桓帝、靈帝は德が無く、宦官が暴虐なことをしたので、漢は魏に奪れた。北齊の頃、法學がまた盛んであった。併し、北齊の國運は長くなかった。ほとんど、法學

が世の中で役立つことがないかと疑はしくなるほどである。秦は嚴しい法を尊んだので、法は壞れて秦は亡んだ。隋は權力を逞ままにしたので、法は壞れて隋は滅んだ。世の中で、自ら法を滅ぼす場合、その結果は、以上のやうである。さうであれば、非常に良い法が有るといふのは、やはり法學の行はれるか、行はれないかに關係があるのである。法學が行はれる場合だと、次のやうである。蕭何は律を作って文帝・景帝の頃、刑はあってもその必要がないので、用ゐなくてよいといふ良い狀態が生れた。唐の武德（六一八～六二六）年間に律が作られ、貞觀（六二七～六四九）の治があった。法學が行はれなかった場合だと、馬融と鄭玄の學問が民間で盛んであったが、黨錮の禍（一六六年及び一六九年）がお上で起きた。泰始年間（二六五～二七四）の制度は、お上に頒布され、八王の難（二九〇～三〇六）が民間で起きた。法は有ったが、守られなかったからだ。法學が有っても法が用ゐられなければ、法は空虛になり、學問もまた融通無碍となる。かういったことは、歷史を廣く觀、治まってゐることと、亂れてゐることを默ってチェックしてゐると、人にため息をつかせ嘆かせるに足るものである。

【註】

（1）『舊唐書』刑法志。

（2）黨錮の禍とは、後漢末期に起った、政府を批判する朋黨を彈壓した事件。

（3）八王の難とは、晉代の內亂。外戚の楊・賈兩氏の政權爭奪に端を發して、汝南王月馬亮、楚王司馬瑋、長沙王司馬乂、成都王司馬穎、河閒王司馬冏、東海王司馬越ら、宗室八王が相抗爭した。

（4）卮言とは、酒杯に盛られた言葉の意味。卮といふ酒杯は酒が滿ちると傾き、空になると仰向くので、狀況に應じてどうにでもなることの比喩。

吾獨不解。骫法之人、往往卽爲定法之人。梁武詔定律令、緩權貴而急黎庶。隋文詔除慘刑、而猜忌任智、至於殿庭殺人。稽諸史冊不勝枚擧。法立而不守、而輒曰、法之不足尙。此固古今之大病也。自來勢要寡識之人、大抵不知法學爲何事。欲其守法、或反破壞之。此法之所以難行、而學之所以衰也。是在提唱宗風、俾法學由衰而盛。庶幾天下之士、羣知討論、將人人有法學之思想、一法立而天下共守之、而世局亦隨法學爲轉移。法學之盛、馨香祝之矣。

【訓讀】 吾獨り解せず。法を骫ぐるの人、往々にして卽ち法を定むるの人と爲るを。梁の武は詔して律令を定め、權貴を緩くして黎庶に急たり(1)。隋の文は、詔して慘刑を除き、而して任智を猜忌し、殿庭に人を殺すに至る(2)。諸を史冊に稽ふるに枚擧に勝へず。法立ちて守られず。而して輒に曰く、法はこれ尙ぶに足らずと。此れ固より古今の大病なり。自來　勢要なるも寡識の人は、大抵法學の何事爲るかを知らず。其の法を守らんことを欲して、或いは反つて之れを破壞す。此れ法の行ひ難き所以にして、學の衰ふる所以なり。是れ在に宗風を提唱し、法學をして衰由り盛んならしめん。庶幾くんば、天下の士、羣知討論して、將に人人法學の思想有り、一法立ちて天下共に之れを守りて、世局　亦た法學に隨ひて轉移を爲さんことを。法學の盛、馨香　之れを祝す。

【譯】 私には解らないことがある。それは法を曲げる人が、往々にして法を定める人であったといふことである。梁の武帝は詔して律令を定めたのに、權貴の者には緩くして、人民には嚴しかった。隋の文帝は、詔をして殘虐な刑を除いたのに、仁智のある人を嫌ひ、御殿の庭で人を殺すまでになった。かうしたことを歷史書に徵すると、數へきれないほどだ。法ができても守られないと、常に法は尊ぶに足らないからだといふ。これこそ元來、昔からの大病である。それ以來、權力はあるが見識のない人は、大抵、法學がどういふものかを知らないので、その法律を

守らうとして、反って法律を壞してしまふといふことがある。これが法律を實行することが難しい理由であって、法學が衰へる理由である。これには、法學重視の風潮を提唱し、衰退した法學を盛んにするしかないだらう。天下の知識人が、皆な（法學のことを）いろいろを知って討論し、一人一人が法學の思想を持つやうになり、一つの法律が立てられると、天下の人々が皆な此れを守って、時局もまた法學に從って、移っていくやうになることを願ふばかりである。德化が廣く行渡り、法學が盛んにならんことを。

【註】

（1）『隋書』刑法志。

（2）『隋書』刑法志。